

登別市多文化共生推進事業
令和6年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託
企画提案実施要領

1. 企画提案を求める業務の概要

(1) 提案を求める理由

本事業はアイヌ政策推進交付金を活用し、本市における多文化共生社会づくりの推進及び登別アイヌ協会とサイパン市内の先住民文化関係団体との交流促進に資する取り組みについて、広く企画提案を求めるものである。

(2) 名称

令和6年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託

(3) 委託内容

別添「令和6年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

(5) 予算上限額

本業務に係る経費としての予算上限額は6,898千円(消費税及び地方消費税を含む)。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 選定スケジュール

プロポーザル公告	令和6年10月 4日(金)
意向調査書及び質問書の受付期間	令和6年10月 4日(金)～10月11日(金)
質問に対する回答	令和6年10月16日(水)
参加申込書等の受付期間	令和6年10月 4日(金)～10月17日(木)
参加資格・書類確認期間	令和6年10月 4日(金)～10月17日(木)
ヒアリング実施に関する通知	令和6年10月 4日(金)～10月17日(木)
ヒアリング期間	令和6年10月24日(木)
審査結果の通知	令和6年10月28日(月)

2. 企画提案への参加資格

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿(令和6年度)の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 旅行業法に基づく登録区分において、第1種～第2種旅行業登録者であること。
- (7) 参加資格の有無確認基準日は令和6年10月17日（木）とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は、失格とする。

3. 意向調査

(1) 提出方法

本事業に関して参加を希望する者は、意向調査書（様式1）を提出するものとする。
なお、参加にあたり別途提出が必要となる参加申込書等の受付は、この意向調査書を提出した事業者を対象とする。

(2) 受付期間

令和6年10月4日（金）午後5時00分から令和6年10月17日（木）午後5時30分まで

(3) 提出先

登別市総務部企画調整グループ
北海道登別市中央町6丁目11番地
TEL：0143-85-1122

(4) 提出方法

(kokusai@city.noboribetsu.lg.jp)

4. 質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合は、所定の質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記載し、電子メールで送信すること。

(2) 受付期間

令和6年10月4日（金）午後5時00分から令和6年10月11日（金）午後5時30分まで

(3) 電子メール送信先

登別市総務部企画調整グループ (kokusai@city.noboribetsu.lg.jp)

(4) 回答方法

質問用紙及び回答をまとめ、令和6年10月17日（木）までに電子メールで送信すること。

5. 参加申込書等の提出方法

(1) 提出書類

参加を希望する者は、次のア～オの書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式2）

イ 企画提案書（様式3）

ウ 参考見積書（様式4-1：6人用、様式4-2：10人用）

エ 業務実施体制表（様式5）

オ 類似業務実績表（様式6）

（2）提出期間

令和6年10月4日（金）午後5時00分から令和6年10月17日（木）午後5時30分まで

（3）提出方法

電子メールにより提出すること。

（4）提出先

〒059-8701

登別市中央町6丁目11番地 登別市総務部企画調整グループ

6. 企画提案の辞退

参加申込書等の提出後において、本業務に係る企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。なお辞退する場合は、遅くとも審査の前日までに、その旨を連絡すること。

※ 提出先は「5 参加申込書等の提出方法」の（4）に同じ。

7. 審査方法

登別市関係部局の職員等で組織する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。なお、評価点が50点を上回る事業者がいない場合は、再度事業者からの企画提案を募集する。

（1）審査基準

別添「令和6年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託企画提案評価基準表」のとおり

（2）書類確認

ア 確認方法

提出書類の内容確認を行う。

イ 確認期間（予定）

令和6年10月4日（金）から令和6年10月17日（木）まで

（3）ヒアリング

ア 実施方法

ヒアリングにより、企画提案内容、取組意欲及び履行能力等を評価する。なお、ヒアリングには、主として本業務に従事することを予定する者（3名以内）が出席すること。ヒアリングに対する回答は、企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

イ 実施日時（予定）

令和6年10月24日（木）

※ ヒアリングの日時等詳細については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

全参加事業者に対して、電子メールで通知する。

イ 通知日（予定）

令和6年10月28日（月）

(5) 契約の締結

契約交渉順位が第1位に選定された事業者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第1位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。

なお、参加事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。また、契約締結時の契約保証金は登別市契約事務規則による。

8. その他

(1) 本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

(4) 異議申し立ては、参加申込書を提出した後にはできない。

9. 問合せ・連絡先

登別市総務部企画調整グループ 担当：原田

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-1122 FAX：0143-85-1108

メール：kokusai@city.noboribetsu.lg.jp